

議案第6号

1 議案名

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則の制定について

2 提案理由

国の公用文における読点の表記に関する基準が改められたことに鑑み、徳島県教育委員会規則に用いられている読点の表記の取扱いに関する規定を設ける必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則の制定について

教育政策課

1 規則制定の理由

国の公用文における読点の表記に関する基準が改められたことに鑑み、徳島県教育委員会規則に用いられている読点の表記の取扱いに関する規定を設ける必要がある。

2 規則制定の概要

- (1) 徳島県教育委員会規則において読点として表記する「，」は「、」とみなす。
- (2) (1)について、所要の経過措置を講ずる。

3 施行期日等

- (1) 施行日
　　公布の日
- (2) 適用日
　　令和6年4月1日（遡及適用）

条例等立案表

			題名 徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則	課(室)名 教育政策課	担当者名 笠井陽菜	電話番号 三二〇八
法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> ・否	関係法規	予算上の措置	<p>あらまし</p> <p>一　徳島県教育委員会規則において読点として表記する「、」は、「、」とみなすこととした。</p> <p>二　この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用することとした。</p> <p>三　一について、所要の経過措置を講ずることとした。</p>	制定理由 国の公用文における読点の表記に関する基準が改められたことに鑑み、徳島県教育委員会規則に用いられている読点の表記の取扱いに関する規定を設ける必要がある。		

徳島県教育委員会規則第 号

号

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斎 史

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則

この規則の施行の際現に公布されている徳島県教育委員会規則において読点として表記する「、」は、「、」とみなす。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。